## V 追跡調査

## 1. 追跡調査結果一覧表

No	事例	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考
1	Α			×	* 製材工場 (納材)	×	* 流通業		輸入業者	・納材業者は認定 証を提示 ・流通業は輸入業 者の提示したFS CのCoC認定書 を添付。 ・輸入業者のFS CのCoCoと認定書 が証明になるか 疑問
2	В	0	* 流通業	0	* 製材工場	0	* 木協組	0	素材生産業 者	・プレカット利用 ・仕様書に合法材 利用明記。 ・伐採届出書あり
	С	0	* プレカット 工場	0	* A製材工 場	0	*素生協		生産委託	国有林材
3				0	* B製材工 場	0	*県森連			同上
		0	* 製材工場	0	* 森組					同上
4	D	0	* 防腐会社	0	*製材工場	0	*市場	0	*素材生産 業	
5	E			×	製材工場				製材工場の 兼業	・制度発足以前の 出荷 ・県産材証明あり
6	F		パネ協	0	* 製材工場	0	*外材流通 業	×	輸入業者	輸入業者の証明 は計量証明
7	G			0	*製材工場 (納材)	×	* 共販所		森組	共販所への入荷 は17年10月
8	н			0	* 製材工場 (納材)	Δ	原木流通(外 材)		輸入業者	原木流通業者は カナダBC州発行 のメッセイージ(写 し添付)で証明で きるとしている。
						0	*市場		素材生産	

No	事例	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考
				0	* A木材協 組 (納材)	×	素材生産業者			買受は施行以前 の購入、一部自 社生産の国有林 材を含む
				0	*B製材工 場(納材)	Δ	森組			県産材認証あり。 (合法性証明を含 む)
						×	流通			施行以前の買受 材
				0	* C製材工 場(納材)		国有林材			売買契約あり
9	I			0	* D製材工 場(納材)	×	市場			
9				0	* E製材工 場(納材)	×	流通			
		×		0	*グルーラ ム(納材)	×	製材工場			
			× 流通	0	* 合板工場					
				×	流通	×	* 合板工場			
				0	*集成材 (納材)					追跡断念
				0	* 建具材 (納材)		素材生産業			施行以前の購入

No	事例	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考
	G	0		0	*森組(素 材生産·製 材)	0	*素材生産・ 製材			各メーカーから集 荷し,加工して納 材
		×	* 加工工場 (納材)	×	* 製材業					出荷証明
10		0			0	* 森組(ラミ ナー)				
		×		×	* フローリン グ					出荷証明
		×		×	*シナ合板					"
					0	* 森組	0	*素材生産業	適合証明あり	
	К			×	*製材工場 (納材)	0	* 木協		国有杯との 買取契約書 あり	
11						×	集成材	0	* 森組	
		×	* 流通		* 流通(合 板)					
				×	* フローリン グ(納材)	0	*素材生産 業			
	L			×	集成材工場 (納材)	×	流通	0	* 森組	
		×	流通	0	* 製材工場		自社素材生 産		国有林販売 契約	仕様書あり
				×	*集成材工 場(納材)				産地証明あ り	
12		Δ	*防腐加工	Δ	外国 カナダ				米栂に産地 証明?	シッパーの合法木 材供給宣言書あ り
				0	製材工場 (納材)					
				0	*合板工場 (納材)					
				×	* 構造用合 板(納材)	0	* 森連			

No	事例	確認欄	納材業者	確認欄	加工業等	確認欄	原木流通等	確認欄	素材生産等	備考
13	М	0	* 家具製作	0	*集成材	0	* 加工工場	0	県(生産は協 組)	県がFSC材を販 売
14	N	0	*納材業	0	* 森組(製 材)					県産材認証センターのマニフェストに合法性証明を付加

注1:確認欄の〇は、添付資料等で確認できたもの、△は不十分だが確認できたもの、×は確認できなかったもの、空欄は調査できなかったものを示す。

これらは、調査員の報告、収集した証拠書類等から、納入した木材・木製品の合法性が合理的に証明されたかどうかを判断し、判定した。

注2:\*印は、合法木材供給事業者として団体認定を受けている者を示している。

注3:合法材証明を別途発行している場合は、納材した相手先に発行することがこの制度の趣旨であり、施主に発行しても証明にならないことに留意すべきである。従って、証明書のあて先となっている者は、改めて当該木材の納入先に証明書を発給しなければならない。従って、その証明書がない場合は、ここでも×印が付いている。

注4:施工業者は、認定事業体になる必要はないが、仕様書に工事終了後において合法木材使用を報告することが義務付けられている。森林管理局・署はほとんどの場合仕様書に書き込んでいる。

注5:No13は、木材ロビーチェアーを県木連が購入し、県の福祉施設に納入したもので、ラミナー生産、集成材加工、家具製作、納材という流れになる。従って県木連は納材業者に位置づけすべきであろう。

注6:No14は、県の補助事業として個人にプレゼントされる柱材を県木連が買い取り個人に配布するもので、 県木連を「施工業者等」欄に記入した。